

令和3年4月1日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 殿

総務省自治税務局

電子化推進室長 東 高士

### 徴収の猶予等の電子申請について

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対する徴収の猶予等の申請について、感染症の拡大の状況等を踏まえ、eLTAXを活用した電子申請を可能としております。徴収の猶予等の電子申請に係る eLTAX の申請ルートについては、本日より、「その他申請書」の「申請書の種類」に徴収の猶予等の申請が追加され、これまでとは異なるルートで申請を行っていただくこととなりますので、ご留意いただくようお願いします。

また、貴会におかれましては、引き続き、eLTAXのご活用と周知広報に御協力をお願い申し上げます。

#### ご案内するチラシ

別添 徴収の猶予等の電子申請について（eLTAX 特設ページ）

<地方税共同機構 eLTAX 特設ページ>

<https://www.eLTAX.lta.go.jp/news/03047>

ご不明な点につきましては、下記の連絡先までお問合せください。

#### 【連絡先】

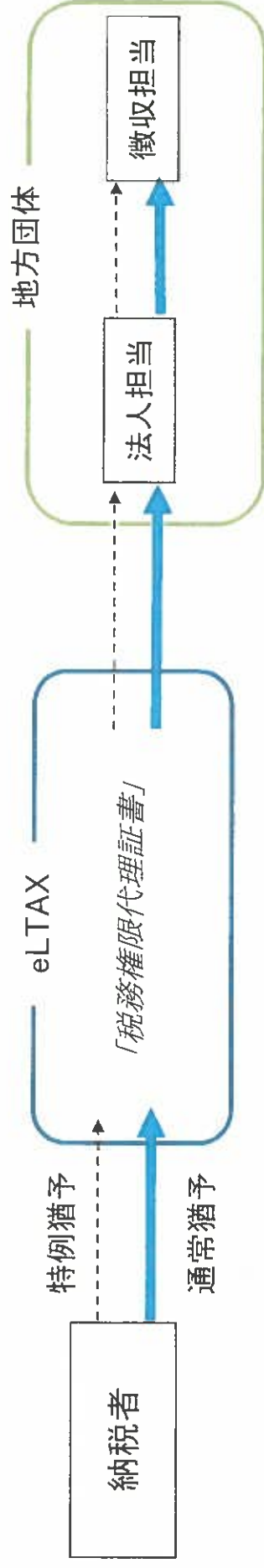
総務省自治税務局電子化推進室

担当：佐久間係長、羽田事務官

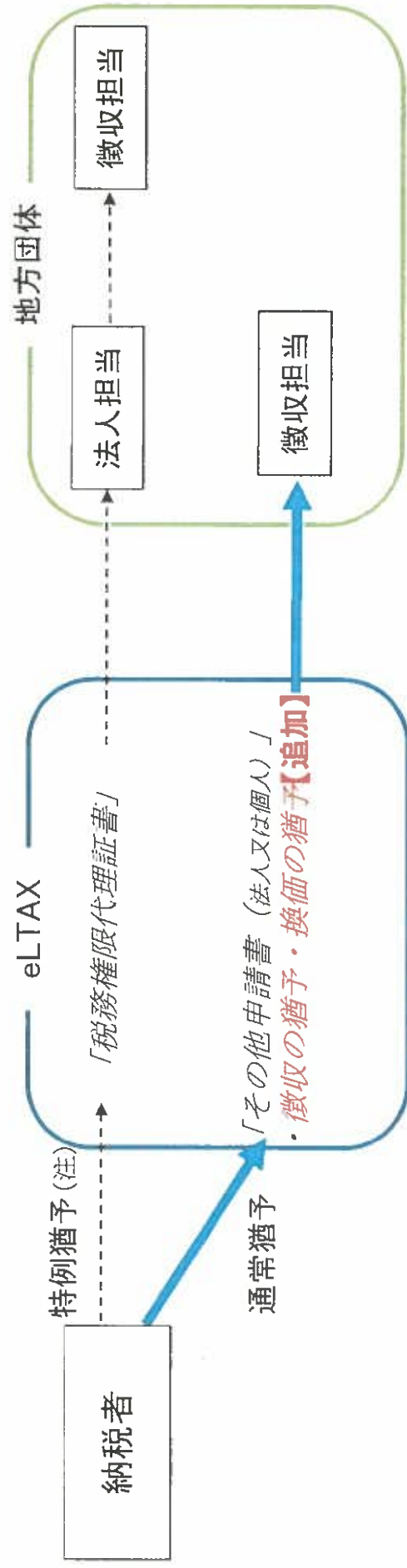
TEL：03-5253-5663

## 徴収の猶予等の電子申請（イメージ図）

### ①令和3年3月31日まで



### ②令和3年4月1日～



(注) 特例猶予については、令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象であり、その申請期限は納期限であるが、申請をすることができないことにつきやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、納期限後の申請も可能であるため記載している。



## 「その他申請書」に係る特設ページ

### 「その他申請書」の概要

eLTAX では、様々な用途に用いるための「その他申請書」を用意しています。この様式は、申請書の種類などの最小限の項目のみを記載するようになり、これに、別途作成した各種申請・届出書類を、添付資料として添付して申請します。

#### <留意事項>

「その他申請書」で申請できるものは、国や地方公共団体であらかじめ決められています。「その他申請書」を用いて提出するよう案内があったものの以外には使用できません。

「その他申請書」の冒頭には「申請書の種類」を選ぶ欄があります。ご自身の申請する内容に合わせて、正しいものを選択してください。

### 「その他申請書」の手続マニュアル

PCdeskの具体的な操作について手続き別のガイドをご用意していますのでご参照ください。

[① 「手続き別ガイド\\_「その他申請書」](#)

### よくある質問について

「その他申請」に関するQ&Aをご参照ください

[② 「その他申請」に関するQ & Aについて](#) 

### 「その他申請」で提出できる申請・届出

#### 徴収の猶予等

災害、疾病、事業の休廃止等により納税が困難な場合に、その申請により1年以内の期間を限って徴収を猶予されるものです。

#### 1. 手続きのために必要なもの

##### ■添付する申請書

- ① 徴収の猶予の申請（法第15条の2第1項及び第2項）
- ② 徴収の猶予期間の延長の申請（法第15条の2第3項）
- ③ 徴収の猶予に係る申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出（法第15条の2第8項）

提出先の地方公共団体により異なりますので、ご不明な場合は提出先の地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

##### ■その他必要な添付資料

提出先の地方公共団体により異なりますので、ご不明な場合は提出先の地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

## 2. その他

### ■関連ページ

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について【総務省ホームページ】

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)



### 換価の猶予等

財産の換価（取立・公売等）を直ちにすることにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合で、納税について誠実な意思を有する場合に、財産の差押えや換価が猶予されるものです。

## 1. 手続きのために必要なもの

### ■添付する申請書

- 1 換価の猶予の申請（法第15条の6の2第1項）
- 2 換価の猶予期間の延長の申請（法第15条の6の2第2項）
- 3 換価の猶予に係る申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出（法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項）

提出先の地方公共団体により異なりますので、ご不明な場合は提出先の地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

### ■その他必要な添付資料

提出先の地方公共団体により異なりますので、ご不明な場合は提出先の地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

## 2. その他

### ■関連ページ

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について【総務省ホームページ】

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

### 更正の請求

住民税の申告書を提出した法人が、申告納付した税額が過大である場合や申告書に記載した欠損金額等が過少である場合に、市町村長（又は道府県知事）に対し、更正を請求するものです。

## 1. 手続きのために必要なもの

### ■添付する申請書

- 1 分割基準の修正に関する届出書（法第10号の2様式）
- 2 更正請求書（法第10号の3様式）
- 3 更正請求書（法第10号の4様式）

提出先の地方公共団体が定める様式を用いていただくか、または上記に掲載したeLTAXの共通様式をダウンロードしてご利用いただくことも可能です。  
提出先の地方公共団体が定める様式については、提出先の地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

### ■その他必要な添付資料

提出先の地方公共団体により異なりますので、ご不明な場合は提出先の地方公共団体のホームページ等をご確認ください。

## 新型コロナに係る固定資産税の課税標準特例申告について

以下のお知らせページを参照してください。

- ➡ 「新型コロナに係る固定資産税の課税標準特例申告」



[トップ](#) > 「その他申請書」に係る特設ページ

### eLTAXのご案内

- ➡ eLTAXの概要とサービス状況
- ➡ eLTAXのご利用に必要な準備
- ➡ eLTAX対応ソフトウェア
- ➡ ご利用いただく際の注意事項

### 電子申告

- ➡ 電子申告の概要
- ➡ 基本的な操作
- ➡ こんなときには

### 共通納税

- ➡ 共通納税の概要
- ➡ 基本的な操作
- ➡ 共通納税対応金融機関

### 電子申請・届出

- ➡ 電子申請・届出の概要
- ➡ 基本的な操作

### サポート

- ➡ 各種ドキュメント
- ➡ 用語集
- ➡ よくあるご質問 
- ➡ お問い合わせ
- ➡ アンケート

- ➡ 著作権について
- ➡ 個人情報保護について
- ➡ リンク

Copyright (C) 2019 地方自治体間連携 All Rights Reserved.